

幼稚園や保育園に関する用語等について

参考資料

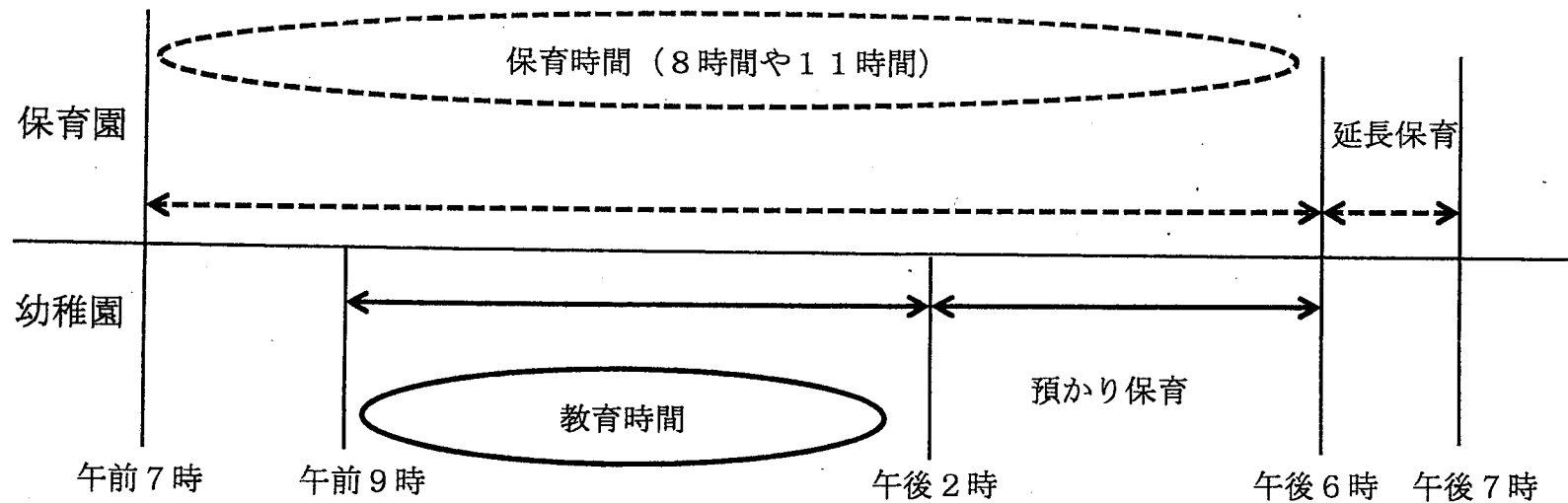
☆認定区分

	年 齢	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上	幼稚園・こども園
2号認定	満3歳以上	保育園・こども園
3号認定	満3歳未満	保育園・こども園 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）

☆幼稚園や保育園などの違い

施設の種類	利用できる年齢	利用条件
保育園（所） （特定保育施設）	0歳～5歳	①両親共働き等日中子どもが保育できない ②2・3号認定が必要
幼稚園 （特定教育施設）	満3歳～5歳	①1号認定が必要
認定こども園 （特定教育・保育施設）	0歳～5歳	①0歳～2歳は、3号認定が必要 ②満3歳以上は、1・2号認定が必要
地域型保育事業 （特定地域型保育事業）	0歳～2歳	①両親共働き等日中子どもが保育できない ②3号認定が必要

☆保育園・幼稚園の利用時間



※今回は、保育時間や教育時間の利用者負担額を条例で定めます。

☆その他の子育て世代が利用できる施設やサービス

- ①認可外保育施設 (南相馬市で現在3か所)
- ②地域子育て支援センター (南相馬市で現在1か所)
- ③一時預かり事業 (南相馬市で現在1か所)